

<新型コロナウイルス感染拡大に伴う当院の方針について>

2020年4月13日 院長 清水勇孝

4月10日、愛知県による緊急事態宣言が発令されました。

愛知県においては、不要不急の外出、移動の自粛の要請が出ております。

密閉・密集・密接を避けるべき行動の徹底と、日常生活維持に必要な事業活動の継続が必要とされています。

歯科治療に関しては、4月8日に厚生労働省が日本歯科医師会を通し「患者の健康観察」「診療室の定期的な換気を実施する」と共に、「診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこと」「歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期すること等も考慮すること」としました。また、「歯科医がマスク、ゴーグル、フェイスシールドを使用すること」や、「歯を削る時などに使うハンドピースは患者ごとに滅菌したものを使う」といった感染防止対策を促しています。更に「診療前、患者に発熱やせきなどの症状や海外渡航歴などの確認を行う」ことが求められています。

いずみ歯科クリニックでは、新型コロナウイルスの感染拡大を可能な限り防ぐべく、患者様とスタッフの安全を第一に考え、4月13日（月）より「**院内での患者様間での濃厚接触の機会を可能な限り減らすため、段階的に予約制限を実施、待合室における待機人数制限、全個室に感染予防対策の大規模な増設（4月中に完成予定）を行う**」とします。お会計に関しても個室で完結できるよう準備が整い次第移行していきます。

当院にかかりつけ歯科として通われている患者さんには大変ご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、ご理解とご協力をお願い致します。

具体的には、4月13日より当面の間、緊急性がないと考えられる治療については状況に応じて延期とさせていただきます。当院で推奨している**口腔メンテナンスは緊急性は少ないが極めて重要**という位置付けになります。以前よりご説明差し上げている通り、エビデンス（医学的根拠）に基づき、口腔衛生状態は全身の健康状態にまで大きな影響を与えます。上記の対策方針は、このような時期だからこそメンテナンスをご希望の方に少しでも安心してお越しいただくための判断だということをご理解いただければと思います。緊急性がある状態とは、原則以下とさせていただきます。

- 1、持続する痛みなど、生活に支障を来すような症状がある。
- 2、治療中により口腔内が不安定な状態や、食事がとれないような噛めない状態。

感染拡大を完全に防ぐためには、診療自体の自粛が必要と考えますが、皆様の健康を維持するために欠かすことのできない医療という特性上、最大限感染予防に努めながら診療を続けるという選択肢しかないと考えております。

当院では開院以来、徹底して自分たちが安心して受診できる水準の衛生管理に努めて参りました。その上で、さらに「やれることは全てやる」という所存であります。

大変ご迷惑をおかけしますが、多くの方の命を第一優先として、上記の決断をさせていただきます。何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。引き続き、いずみ歯科クリニックをよろしくお願い致します。